

「河川上空を活用したドローン物流の更なる活性化に向けた実証実験」に関する質問回答
および公募要領に関する補足

質問回答		
No.	質問内容	回答
1	公募要領3.2応募資格における「応募することへの了解」とはどのような内容を想定しているか	本実証実験に応募したい旨を、関係者（河川管理者・地方公共団体・民間事業者）に報告し、担当者情報を応募様式の「2. 関係者情報」に記載頂いた上で、ご応募ください。 了解とは、あくまで対象河川をフィールドとして「応募すること」への了解であり、応募前に飛行ルートの調整や、各種法定手続き等を行う必要はございません。当該調整、手続きについては、実証実験開始後に行って頂き、その結果、当初計画通りに実験が実施されなくても構いません。 ※対象の地方公共団体、河川管理者がご不明な場合は、個別にご相談ください。なお、河川管理者については下記HPをご参照ください (https://www.mlit.go.jp/river/riyou/kubun/index.html)
2	公募要領3.2応募資格における「応募することへの了解」を得る際に必要な書類はあるか	本公募の応募にあたって、了解を得たことを示す書類は必要ございません。 了解を得た上で、応募様式の「2. 関係者情報」の記載をお願いいたします。
3	応募に際し、高速道路や鉄道等の近郊を飛行するルートを設定することは可能か	飛行ルートを決定するにあたっての関係者調整も実証実験の内容に含まれるため、応募前に関係者調整を行う必要はございません。実証実験開始後に、関係者調整を実施の上、飛行可能かをご判断いただき、その際に生じた調整や課題等も、河川上空を活用する上での知見として意見交換会でご意見頂くことを想定しています。
4	公募要領3.4費用の負担に記載のソフト支援とは、具体的にどのようなものを想定しているか	必要となる情報・データ、保有している情報・データは、箇所ごとに異なることが想定されるため、参加者決定後、民間事業者および河川管理者で相談の上、提供可能な情報・データの提供等を行う予定です。（河川でのイベント情報、占有者情報、河川の地理的情報等が想定されます）
5	対象地域は、高齢化や人口減少が課題となっている地域でなければならないのか	対象地域の制限はございません。
6	本実証実験にて、参加者に期待することや参加者のメリットはなにか	河川上空でのドローン物流を行う上での現状の課題や、必要な情報、支援策等について、実際にドローン物流に取り組みされる方々のご意見をいただきながら、一緒にルール作成の必要性や支援策等を検討することで、国の今後の制度等にご意見を反映できる点がメリットと考えています。
7	本実証実験を通して作成を検討するルールと「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン（内閣官房、国土交通省）」との違いはなにか	当該ガイドラインでは、ドローンを活用した荷物等配送全般について記載されており、本実証では河川上空を活用する上で必要な情報について特化したルールの検討を予定しております。

公募要領に関する補足
<p>応募者は、下記のいずれにも該当しないこと、当該実証実験の完了までの将来においても該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である ・不正の利益を図る又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している ・資金等を供給又は便宜の供与などにより直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している ・暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している